

条例第 21 号

宇和島市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市屋外広告物条例の一部を改正する条例

宇和島市屋外広告物条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（管理義務） 第12条 （略） 2 <u>広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、県内に住所を有しない場合においては、県内に住所を有する者に当該広告物又は掲出物件を管理させなければならない。</u>	（管理義務） 第12条 （略） 2 <u>この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件（規則で定めるものを除く。）を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。</u> 3 <u>前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者その他これらの者と同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。</u> <u>（１） 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</u> <u>（２） 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの</u> <u>（点検義務）</u> <u>第12条の2 第6条第5項（第7条第6項及び第11条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可の期間の更新を受けようとする者（ただし、次項に該当する者を</u>

	<u>除く。）は、あらかじめ、当該許可に係る広告物又は掲出物件の安全性について点検（次項において「安全点検」という。）しなければならない。</u> <u>2 前条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置き、かつ、第6条第5項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、あらかじめ、当該管理する者に安全点検をさせなければならない。</u>
--	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宇和島市屋外広告物条例の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の管理については、改正後の宇和島市屋外広告物条例第12条第2項の規定にかかわらず、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。